

## 委員会の議論

### 1 事案の概要

現代社会において「専門家」の発言はこれまで重く受け止められてきた。放送局が医師、弁護士、学者などのさまざまな「専門家」を取材して情報を得るのは、「専門家」の発言に信頼を置いているからこそだろう。放送局は、「専門家」がみな善意で取材に協力していると信じているようだ。しかし、その前提は現在も妥当と言えるだろうか。もし前提が崩れているとしたら、放送局はどうすればいいのだろうか。そのような変化を実感させる事案が発生した。

日本テレビ放送網（以下「日本テレビ」という）の朝の情報番組『スッキリ！！』は、2012年2月と6月、インターネット詐欺被害を訴える「被害者」2人を、弁護士から紹介を受けて取材し、詳細な被害証言を特集として放送した。ところが、この2人は「ニセ被害者」だったことが、翌2013年7月になって発覚した。

紹介をしたA弁護士は、インターネット詐欺事案を専門としていたが、「ニセ被害者」2人は、当時A弁護士が所属していた法律事務所の職員で、A弁護士から依頼されて「被害者」を演じたのだった。しかも、この「被害者」の語った被害内容の真実性については、A弁護士の説明以外には何の裏付けもなかった。

委員会は、被害者でない人物を「被害者」として取材し放送した際の裏付け取材に問題がなかったかどうかを検証するため審議を続けてきたが、“放送倫理違反とまでは言えない”との結論に至った。裏付け取材の不足があると疑って、いったん審議の対象としながら、放送倫理違反を認めない結論に至ったのであるから、その判断の理由や議論の内容を明らかにする必要があるだろう。委員会は、裏付け取材の必要性に関する議論の深化に資することを願って、ここに本意見を公表する。

### 2 審議の対象とした番組

日本テレビの『スッキリ！！』は、毎週月曜日から金曜日まで午前8時から10時25分にかけて放送されている情報番組である。日本テレビがグループ会社の日テレアックスオンに業務委託する形で制作されており、本件事案の当時はチーフプロデューサーやコンプライアンス担当プロデューサー等の幹部スタッフ8人（日本テレビ5人、日テレアックスオン3人）の下、曜日担当のプロデューサー、チーフディレクター、ディレクター等で構成するスタッフが、実際の取材や制作にあたっていた。

委員会が審議の対象としたのは、いずれもインターネットを利用した詐欺被害に焦点をあてた2つの特集で、被害者のインタビューや再現映像を中心に構成されていた。以下、放送順に本件放送1、本件放送2という。

## 本件放送1：2012年2月29日放送の「悪質出会い系サイトの実態」

女性をターゲットにした新手の出会い系サイト「利益誘引型サイト」の被害が急増している実態を報じた。国民生活センターの事例やA弁護士の解説をまじえながら、相談に乗るだけで大金が得られるという副業紹介サイトに登録し、メール送受信料の名目で大金を支払ったと訴える女性Bと、もうひとりの女性の被害を紹介し、スタジオトーク等で、詐欺にあわないように注意を喚起した。

A弁護士と女性Bがかかわる部分は次のような内容だった（特集全体の放送時間15分30秒のうち8分5秒）。

国民生活センターの相談事例の紹介後、登場したA弁護士は、だまされるのは女性が多いと解説し、出会い系サイトが警戒されているため、副業の紹介などの言葉で女性の興味を引くと説明する。A弁護士に被害の相談をしているという女性Bが首から下の映像で現れ、ボイスチェンジした声で次のような被害実態を語る。

インターネット上の副業紹介サイトに登録したところ、「相談に乗ってくれれば1000万円をあげる」というメールを男性からもらい、頻繁にその男性とメール交換をした。メールの送受信ごとに課金されるサイト上でしか、メールの交換ができないシステムになっていた。多数のメールの交換後、いざ男性から1000万円をもらう話になったときに、「あなたの銀行振込口座の番号が文字化けして読めない」と言われた。インターネットで複数の人が同様の被害を訴えていることを知り、相手の男性が実はサクラで約200万円をだまし取られたことに気がついた。

A弁護士は、こうした新手の利益誘引型サイトの行為は刑法上の詐欺罪に該当するなど法律的な解説を述べた。

## 本件放送2：2012年6月1日放送の「サクラサイト商法に注意」

芸能人などを装ったサクラによる有料メール交換の被害を特集した。国民生活センターの相談件数や「サクラサイト110番」という別の弁護士たちが行っている相談の紹介などで、被害が増えていることを伝えたあと、A弁護士の解説をまじえて、人気アイドルのサクラと頻繁にメール交換をして大金を支払った男性Cと、副業紹介サイトに登録して多額の被害にあった女性の事例を紹介した。本件放送1と同様に、スタジオトーク等で注意を呼びかけた。

A弁護士と男性Cがかかわる部分は次のような内容だった（特集全体の放送時間22分48秒のうち6分38秒）。

特集の後半、首から下の映像で登場した男性Cは、ボイスチェンジした声で次のような被害実態を語る。

人気アイドルのマネージャーや所属事務所の社長を名乗る人物から「アイド

ルが人間関係や仕事のことで悩んでいる。相談に乗ってほしい」というメールが届き、サクラサイトに誘導された。親身になってアイドルと頻りにメール交換をしたが、メールの内容が関係者しか分からないようなものであったため、疑いを持たなかった。メールの送受信などに約400万円を課金された後、知人からアイドルになりすましたサクラがいることを教えられ、だまされたことに気がついた。

スタジオトークの後、A弁護士の写真が載ったフリップが示され、知らないメールは無視すべきであることや、被害にあったときの対応策などが紹介された。

本件放送1と2の放送から1年以上が経った2013年7月、日本テレビ総合広報部にウェブマガジンの編集部から1通のファックスが届いた。2つの特集に登場した「被害者」の女性Bと男性Cの名前を明示したうえ、2人はA弁護士の所属していたD法律事務所の職員であり、彼らを被害者として放送した番組はやらせではないか、と指摘していた。A弁護士は、日本テレビの問い合わせに、当初は実際の被害者に間違いない、としていたものの、その後日本テレビの顧問弁護士に、2人がD法律事務所の職員であることを認め、自分の担当した事件の内容に沿って話すよう指示したと説明した。同時に、番組からの指示や依頼はなく、自分の判断で行ったことだと述べて、軽率な行為だったと謝罪し、日本テレビあてに「お詫び状」を書いた。

### 3 審議の対象とした理由

委員会は、審議の対象とするかどうかを決定する際の基本的な考え方を、2009年7月17日付けの委員長談話（TBSテレビ『情報7daysニュースキャスター「二重行政の現場」』について）で明らかにしている。対象となる問題が小さくて、しかも放送局の自主的・自律的な是正措置が適切に行われているときは、原則として審議の対象としないとしたのである。

この考え方に照らして、本件放送1と2を検討すると、まず、後者の自主的・自律的な是正措置を日本テレビが行っていることは認められる。

問題が発覚した後の日本テレビの対応はきわめて迅速で、事実確認ができた翌日の7月19日、『スッキリ!!』のなかでお詫び放送を行っている。このお詫び放送は、映像を使って2つの特集の概要を紹介し、誤りがあった部分を特定したうえで、実際には被害者ではない人物を被害者として放送したことを詳しく説明したものだ。視聴者に対する説明責任を十分に果たした、前例を見ないほどの確かなものであったと評価してよい。さらに日本テレビは、取材から放送に至るまでの問題点を分析し、各種の再発防止の取り組みも始めている。

しかし、本件放送1と2の問題が小さいと言うことはできない。それは、本件放送

1と2が、最近急増しているインターネット詐欺について被害者証言を中心に組み立てられており、「被害者」が語る内容の真実性が特集の中核となっているからである。その肝心の「被害者」が実は「ニセ被害者」だったのだから、実際の被害者かどうかについての裏付け取材がどのように行われていたのか、被害者であると信じたことに合理的根拠があったのかなど、取材・制作の過程が真実の追求という放送の使命に合致するものであったかどうかを検証する必要があった。

本件事案は、裏付け取材が不十分であったために、真実ではない内容の放送をしてしまったという点で、委員会が今まで意見を述べてきたいくつかの事案と類似している。紹介者の推薦を信じて出演者の身元について十分な確認をしなかったという点では、委員会決定第14号の日本テレビ『news every』の「飲み水の安全性」報道に関する意見の事案(宅配の水の利用者として登場した人物が、宅配の水の製造・販売会社の利害関係者であることを見逃したもの)と同じである。

一方、取材相手の話す内容を真実であると思い込んで必要な裏付け取材をしなかったために、真実に反するかその真実性が相当疑わしいことを放送したという点では、委員会決定第6号の日本テレビ『真相報道 バンキシャ!』裏金虚偽証言放送に関する勧告の事案(自治体に裏金があるという虚偽の告発を見抜けなかったもの)や、同第12号のテレビ東京・毎日放送「情報バラエティー2番組3事案」に関する意見の事案(ホテル売買や外国での不動産所有などの事実確認を怠ったもの)と同じ類型と言える。

これらの決定に示された裏付け取材の必要性についての委員会判断からすれば、本件事案にも放送倫理上の問題がある可能性が高いと考えられた。

念のため付言すれば、委員会はこれまで、完璧な裏付けを放送局に求めるような判断は避けるよう留意してきた。裏付け取材のハードルをあまりにも高く設定することは、放送現場の萎縮を招いて、社会に問題提起をしようとする意欲的で挑戦的な番組の制作を阻害することにもなりかねないからである。

そこで、委員会は、裏付け取材が問題となる事案には、ひとつの指針をもって臨んできた。仮にのちになって放送が真実ではなかったことが判明したとしても、放送時点において、その放送内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在していたのであれば、その番組の放送倫理上の責任を問うことはできないという指針である(委員会決定第1号20ページ、同第6号31ページ)。本件事案の裏付け取材の放送倫理上の問題も、この指針に沿って判断していく。

#### 4 審議における3つのポイント

本件事案は、「被害者」2人を紹介したのが一般に社会的信頼が高いと認められてい

る弁護士である点に特色がある。しかもその弁護士はインターネット詐欺専門を標榜して、自らが担当した事件の「被害者」であると紹介した。委員会は、これらの点が上記の指針に照らして、放送倫理上いかなる意味を持つのかを究明するために、次の2点に重点を置いて審議した。

取材にあたり、「被害者」と称している取材相手が実際に被害者であり、その話す内容は真実であると合理的に信じられるだけの裏付け取材はなされていたのか。そのために必要な取材相手の身元確認は、合理的な範囲で尽くされていたのか。

弁護士という肩書を持つ「専門家」を信頼し、その「専門家」から提供された情報に全面的に依拠したために、裏付け取材が不十分になったことや、弁護士をそこまで信頼したことが適正であるかどうかについて、取材から放送まで関係者が誰ひとり疑いを持たなかったことをどう考えるべきか。

上記の2点に加え、「放送倫理を高め、放送番組の質を向上させる」(委員会運営規則4条)という審議の目的に沿って、次の点も検証した。

取材相手が実は被害者ではなかったことが発覚した後の対応や、再発防止の取り組みはどのように行われたのか。日本テレビでは、これまでも、裏付け取材が不十分だったために、虚偽の告発を真実として報道したり、第三者を装った利害関係者を登場させたりした複数の「類似事案」が起きている。日本テレビの対策には、類似事案の連鎖を絶ち切るためのアクションとして実効性が認められるのか。

委員会は、2013年9月から約半年の間、裏付け取材について上記のようなさまざまな角度から検討し、放送倫理上の観点から本件事案をどう判断するべきかについて議論を重ねた。